

Ⅱ 施策の内容

- 3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

基本施策	3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
施策の方向	(1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進
取組内容	③② 農作物栽培における病虫害の適期防除の推進
関係部署	経営技術課

現状

県産農産物の安心・安全の確保と環境への負荷をできるだけ軽減し、環境と調和した病虫害防除を徹底させるため、「植物防疫法」や関連事業に基づき、農作物に被害を及ぼす病虫害の発生状況調査や調査に基づいた発生予察情報の提供、病虫害防除の指導等を行い、病虫害による農作物への被害の低減やまん延防止に取り組んでいます。

課題

農作物栽培における病虫害の適期防除を徹底させるため、各種広報媒体を活用して、引き続き正確な発生予察情報を提供する必要があります。



〈病虫害の発生状況調査〉

施策の目標

環境と調和した病虫害防除を徹底させ、病虫害による農作物の被害の低減やまん延防止を図ります。

具体的な取組内容

- 病虫害発生予察情報の発表
 - ・定期的な発生予報の発表
 - ・警報，注意報，特殊報等の発表
 - ・技術情報の提供
- 各種広報媒体を活用した病虫害発生予察情報の発信
 - ・県病虫害防除所ホームページ（<http://www.jppn.ne.jp/kagoshima/>）
 - ・新聞（南日本新聞：農作物病虫害情報（毎月））
 - ・電話（県病虫害防除情報テレホンサービス：099-296-6430）

参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
トビイロウンカの被害面積	10ha	0ha	植物防疫事業実績書 (病虫害防除所調べ)

基本施策	3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
施策の方向	(1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進
取組内容	③ 家畜の各種疾病の発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施
関係部署	畜産課

現状

BSEについては、OIE（国際獣疫事務局）により我が国は「無視できるリスクの国」に認定されていますが、「BSE対策特別措置法」に基づき、牛海綿状脳症（BSE）検査を実施しています。

また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等が国内外で発生していますが、本県への侵入を防ぐため、農場における飼養衛生管理基準の順守の徹底を図るとともに、万一の発生に備え、防疫資材の備蓄や実演型の防疫演習を実施するなど関係機関・団体と一体となって、防疫体制の強化を図っているところです。

課題

我が国の周辺諸国では様々な家畜伝染病の発生が断続的に確認されていることから、引き続きモニタリング検査等を実施することにより、発生予察・侵入防止対策の徹底を図る必要があります。

施策の目標

BSEについては、牛肉骨粉等を原料とする飼料の使用禁止等規制の徹底のための監視や、死亡牛のBSE検査を継続します。

高病原性鳥インフルエンザ等の対策については、今後も発生予察のため、高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜防疫指針等に基づき、モニタリング検査を実施します。

また、県内の畜産農家に対して、「家畜伝染病予防法」に規定する「飼養衛生管理基準」の遵守状況の調査及び指導を行うとともに、防疫演習を実施し、防疫意識の向上を図ることと、県内への侵入防止に努めます。

具体的な取組内容

- 牛肉骨粉等を原料とする飼料の使用禁止等規制の徹底のための監視
- 対象月齢の死亡牛の検査
- 高病原性鳥インフルエンザ等のモニタリング検査
- 家畜伝染病予防法に規定する「飼養衛生管理基準」の遵守状況の調査及び指導
- 防疫演習の実施

参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
死亡牛のBSE検査の実施状況	対象牛全頭 (1,625頭)	対象牛全頭	牛海綿状脳症対策特別措置法第6条の規定による
高病原性鳥インフルエンザ等に関するモニタリング検査の実施状況	対象農場全戸 (431戸)	対象農場全戸	国の特定家畜伝染病防疫指針等に基づく対象農場

基本施策	3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
施策の方向	(1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進
取組内容	③4 魚病の防疫指導及び各種疾病の実態調査
関係部署	水産振興課

現状

海面・内水面における養殖魚等においては、病原体の侵入や魚の健康状態、飼育環境のバランスが崩れた時等に、各種疾病が発生する場合があります。魚病の防疫対策としては、関係者に対して各種疾病の予防・治療対策等について指導するとともに、各種疾病の発生状況や対処法について実態調査を実施し、現状把握に努めています。

課題

魚病等の発症軽減に向け、魚病検査や魚病対策に関する巡回指導等を引き続き実施するとともに、新たな魚病等の侵入を阻止するための検査・指導体制を整備する必要があります。

施策の目標

魚病等による被害を軽減するために、養殖地域における各種疾病の発生状況等の実態を把握するとともに、関係団体及び養殖業者に対して防疫措置の実施指導と防疫技術についての普及・啓発に努め、安心・安全な養殖魚の安定供給を図ります。

具体的な取組内容

- 情報交換会議
 - ・全国会議等における魚病関連事業の情報収集及び情報交換
 - ・県内の養殖衛生管理体制の整備
 - ・地域検討会等における魚病発生や研究情報等の意見交換
- 養殖場の調査・監視
 - ・養殖資機材の使用状況調査及び適正養殖に向けた監視
 - ・薬剤耐性菌に関する調査結果等を踏まえた指導
- 疾病の発生予防・まん延防止
 - ・魚病巡回指導や魚病検査の実施
 - ・養殖場での魚病発生動向の把握及び対策等に関する指導



<魚病検査の状況>

参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数(割合)	(過去5年間平均) 71%	75%	

基本施策	3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
施策の方向	(2) 危機管理体制の整備
取組内容	③⑤ ・各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応 ・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対応
関係部署	畜産課, 経営技術課, 消費者行政推進室

現状

家畜における口蹄疫, 高病原性鳥インフルエンザ, 豚熱等の各種疾病や農作物におけるミカンコミバエ, アリモドキゾウムシ等の重要病害虫*の発生は, 地域社会に大きな影響を及ぼすことから, 各種マニュアル等に基づき, 発生調査や終息・根絶に向けた取組を実施しています。

また, ツマジロクサヨトウやサツマイモ基腐病など, 新たな病害虫についても, まん延防止に向けた防除対策に取り組んでいます。

さらに, 家畜の伝染病が発生又は発生の恐れがある場合には, 迅速かつ的確な防疫業務が実施できるよう, 県関係機関における動員体制の構築や, 関係団体と緊急防疫業務等に関する協定を締結しています。

なお, 消費者に対しては, 正確な情報に基づく冷静な対応等について, 県ホームページを活用したり, 市町村に通知するなど, 県民への情報提供に努めています。

(※) 重要病害虫: ミカンコミバエ, アリモドキゾウムシ, イモゾウムシ, カンキツグリーンング病など, 国内にまん延すると有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある病害虫。

<対応マニュアル>

鹿児島県口蹄疫防疫対策マニュアル
鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル
鹿児島県豚熱(CSF)防疫対策マニュアル
鹿児島県大隅諸島以南におけるミカンコミバエ種群誘殺時の対応マニュアル

課題

事案の発生や拡大の防止と迅速かつ適切な対応を図るため, 引き続き, 情報の共有と国, 県, 市町村など関係機関・団体との連携の強化を図る必要があります。

施策の目標

国, 他の都道府県, 市町村その他の関係機関も含め, 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対応を図ります。

また, 発生事案の拡大防止や風評による混乱を避けるため, 県ホームページや報道機関等を通じて, 県民への正確かつ適切な情報提供に努めます。



<防疫演習風景>

具体的な取組内容

- 未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対応
 - ・防疫・防除対策会議の開催, 防疫演習の実施, 終息・根絶に向けた防疫・防除の実施, マニュアルの作成, 担当者の研修の実施等
- 正確な情報提供
 - ・県ホームページ・メールマガジン等による情報提供

参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
防疫演習の実施件数	20件	20件	
ミカンコミバエ定着市町村	0市町村	0市町村	

